

郵便局で扱う「かんぽ生命保険」 団体扱い(法定外控除)のご案内

郵便局で取り扱う『かんぽ生命保険』の団体扱いを2017年3月より開始しました。

学校生協の組合員で県費教職員の方は、「かんぽ生命」の保険を学校生協の団体扱い(法定外控除)にすることで、保険料が窓口払の約3%割安になります。

□ **かんぽ生命保険・・・郵政民営化後(2007年10月1日以降)のご契約**

1. 申込方法

電話・郵便・FAX等で、「かんぽ生命」の団体扱いを申し込んでください。

2. 団体扱いへの条件

- 1) 学校生活協同組合の組合員で県費教職員(再任用も含む)
- 2) 2007年10月1日以降の契約 * 保険証券番号の左から3桁目の数字が【5】の契約です。

3. 団体扱いの対象となる保険

学資保険・養老保険・終身保険など(新たに加える保険についても団体扱いできます。)

※年金保険は対象外です。

※退職などで要件を満たさなくなった場合は、その時点で団体扱いができなくなります。

☆注意事項

保険料のお支払は『月払い』のみが対象です。現在口座払い等で前納払込みのお客さまも月払に変更後、団体扱いは可能です。

お子さまの未来を広げる学資金。
(満期保険金・学資祝金)
確実に、計画的に準備できます。



■ 夢実現のための資金準備



■ 一生涯の保障

— 「かんぽ生命保険」 団体扱い依頼書 —

三重県学校生活協同組合 行

F A X (0 5 9) 2 3 0 - 7 7 3 3

年 月 日

フリガナ											学校名				
お名前											所属コード				
組合員コード															
連絡先電話番号	—					—					・学校		・自宅		
希望連絡時間帯	時 頃														
団体扱い希望の 証券番号			—	5		—									
			—	5		—									
			—	5		—									

【個人情報の取り扱いについて】

この依頼書に記載の個人情報は、三重県学校生活協同組合と郵便局が共有いたします。

〒514-0126 三重県津市大里睦合町2571-2 三重県学校生活協同組合 管理課 <Tel(059)230-7730>